

穴水町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 0 月 1 日

穴水町長 吉村 光輝

穴水町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、予算の範囲内において飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に係る費用の一部を助成することにより、猫が不必要に繁殖することを防止し、ふん尿等による生活環境被害の低減を図るとともに、猫の適正な飼養を推進し、もって動物の愛護及び管理に関する意識の高揚に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 町の区域内(以下「町内」という。)を生息地とする所有者がいない猫をいう。
- (2) 不妊・去勢手術 獣医師が施す手術のうち、雌猫の卵巣又は子宮を摘出する手術及び雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 識別処置 不妊・去勢手術の再手術防止のため、飼い主のいない猫の片耳の先端に V 字型の切り込みを入れる処置をいう。

(不妊・去勢手術実施施設)

第 3 条 不妊・去勢手術を施す施設は、獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 22 条の規定による届出をした診療施設(獣医療法(平成 4 年法律第 46 号)第 2 条第 2 項に規定する診療施設をいう。第 8 条第 1 項において同じ。)とする。

(助成対象者)

第 4 条 助成の対象となる者は、飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術を受けさせ、かつ、当該不妊・去勢手術の費用を負担する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有している者で、猫の不妊・去勢手術の実施に関し、居住する区・町内会長の同意を得ている者
- (2) 区長又は町内会長
- (3) 町内に活動の拠点を有する団体

(助成対象とする猫)

第 5 条 助成の対象とする猫は、獣医師が手術を施せる年齢と判断した飼い主のいない猫とする。

(助成対象経費)

第 6 条 助成の対象となる経費は、次に掲げる費用とする。ただし、他の団体等から助成を受ける予定としている場合は、その助成見込額を除くものとする。

- (1) 不妊・去勢手術に要した費用(識別処置に要した費用を含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、不妊・去勢手術に関し町長が必要と認める費用

(助成金の額)

第 7 条 助成金の額は、飼い主のいない猫 1 頭につき 5,000 円とする。ただし、前条各号に掲げる費用が助成金の額を下回るときは、当該費用を助成金の額とする。

(交付の申請)

第 8 条 助成金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、診療施設において飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施した費用を支払った日から 30 日以内に穴水町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 不妊・去勢手術を施す前の助成対象となる猫の写真
- (2) 不妊・去勢手術を施したことが確認できる領収書
- (3) 助成対象となる猫が主に生息する地図の写し
- (4) 識別処置したことが確認できる写真
- (5) 振込先金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第 4 条第 3 号に掲げる団体が助成金の交付を受けようとする場合は、当該年度に係る初回の申請時において、穴水町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金申請に係る団体登録届(様式第 2 号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 9 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、穴水町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。